

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第九七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税及び法人事業税について、従前どおり単体法人を納税単位とするための規定の整備等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法人住民税（道府県民税及び市町村民税）

連結納税の承認を受けた法人に課する道府県民税及び市町村民税については、法人税の連結税額計算の過程において連結グループ内の各法人に配分される税額を基に課税標準を算定する。

二、法人事業税

連結納税の承認を受けた法人に課する事業税については、法人税の連結所得計算の過程において連結グループ内の各法人に配分される所得金額を基に課税標準を算定する。

三、施行期日等

この法律は、平成十四年八月一日から施行し、平成十五年三月三十一日以後に終了する連結事業年度分

の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用する。